

社会福祉法人皆野町社会福祉協議会 評議員・理事選任規程

社会福祉法人皆野町社会福祉協議会評議員・理事選任規程(平成2年4月2日社会福祉法人皆野町社会福祉協議会規程第1号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人皆野町社会福祉協議会定款第7条及び第19条の規定に基づき、評議員及び理事の選任に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(評議員の選任区分)

第2条 評議員は、次の区分によりそれぞれ選任する。

- | | |
|-------------------|------|
| (1) 議会関係者(総務教育厚生) | 1名以内 |
| (2) 公民館 | 1名以内 |
| (3) 区長会 | 5名以内 |
| (4) 民生・児童委員協議会 | 5名以内 |
| (5) 長生クラブ連合会 | 1名以内 |
| (6) 身体障害者福祉会 | 1名以内 |
| (7) 遺族会 | 2名以内 |
| (8) 社会福祉施設 | 1名以内 |
| (9) 女性代表 | 1名以内 |
| (10) 人権擁護委員 | 1名以内 |
| (11) 保健関係 | 1名以内 |
| (12) 小中学校代表 | 1名以内 |
| (13) 赤十字奉仕団 | 1名以内 |
| (14) 学識経験者 | 8名以内 |

(理事の選任区分)

第3条 理事は、次の区分によりそれぞれ選任する。

- | | |
|----------------|------|
| (1) 行政関係者 | 3名以内 |
| (2) 議会関係者 | 1名以内 |
| (3) 区長会 | 4名以内 |
| (4) 商工会 | 1名以内 |
| (5) 農業協同組合 | 1名以内 |
| (6) 民生・児童委員協議会 | 1名以内 |
| (7) 長生クラブ連合会 | 1名以内 |
| (8) 身体障害者福祉会 | 1名以内 |

- | | |
|--------------|-------|
| (9) 社会福祉施設 | 1 名以内 |
| (1 0) 女性代表 | 1 名以内 |
| (1 1) 保護司 | 1 名以内 |

(委 任)

第 4 条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。